【名古屋市学童保育連絡協議会規約】

- ミ (名称) の会は、
 - 名古屋市学童保育連絡協議会という。
- 第2条(所在地)
 - この会の事務局は、名古屋市熱田区沢下町 9-7-308 に置く。
- 第3条(目的)

 - この会は、名古屋市の学童保育の普及及び学童保育の設置・発展につとめる。 またこの会は、学童保育の保護者、地域住民、指導員などに共に学童保育の内容の研究・向上、施設の充実、制度化への運動を推進していくものとする。
- 第4条(事業)
 - この会の目的を達成するために次の事業を行う。 1)学童保育の制度化実現のための運動

 - 2) 学童保育作りの運動

 - 2)字里保育作りの連割 3)学童保育の施設、学童保育指導員の施策向上のための運動 4)会報(ニュース)の定期的発行 5)学童保育についての学習会などの開催 6)保護者、指導員、子どもたちの交流と親睦 7)「愛知学童保育連絡協議会」に加盟し県内の学童保育施策を発展させる活動 8)その他学童保育発展のために必要な事業
- 第5条(会員) この会の目的に賛同する団体、個人は、誰でも入会できる。
 - 1)学童保育(公立・民間とも)、学童保育準備会、その他この会の目的に賛同する団体は、団 体会員とする
- 2)この会の目的に賛同する個人は、個人会員とする。第6条(機関)
- - 1)総会
 - 総会は、 年1回開くものとする。
 - 団体会員の三分の一以上の要望があったとき、または区連協代表者会議で区連協代表者(以下委員という)の三分の一以上の要望があったときは、臨時総会を開くことができる。
 - 2)区連協代表者会議(以下代表者会という) ①代表者会は、総会につぐ決定機関で、定期的に開催してこの会の運営に責任を持つ。 ①代表者会は、委員と役員(会計監査委員を除く)で構成する。
 - 3)役員会

 - 定期的に開催する。
- ①役員会は、この会の日常業務を執行する。 ②役員会は、役員(会計監査委員を除く)で構成し、定期 ③役員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。 第7条(区連協代表書会議)
- - (1) 区連協代表者会議は、区連協代表委員と役員で構成する。 2)区連協代表委員は区連協(又はそれに準ずるもの)から、1 名以上選出する。 また、各専門部会からも選出できるものとする。 3) 区間会(表委員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げないものとする。
- 第8条(役員会)

- (役員会)
 1)役員会は、役員で構成する。
 2)役員は区連協(又はそれに準ずるもの)から、1名以上選出する。
 また、各専門部会からも選出できるものとする。
 必要に応じて、役員会推薦で選出することができる。
 3)役員は総会において承認する。ただし、総会までに選出できない場合は代表者会で承認することができることとする。
 4)役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げないものとする。
 5)役員の種別は以下の通りとする。

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計若干名、事務局次長若干名、 会計監查1名以上

- 第9条(財政)
 - - - 1世帯 2,400 円とする。

 - ③その他 6,000円

 - 2)個人会費は、年額3,000円とする。 3)会費納入において特別の事情がある場合は、 代表者会において検討し会費を決定する。
 - 4)この会の会計を毎年監査し、総会の承認を受ける。
- 第10条(改正)
 - この規約の改正は、総会で行う。
- 【付則】

 - 型の規約は、1988年5月12日から施行する。 この規約は、1995年5月21日から施行する。 この規約は、1996年5月26日から施行する。 この規約は、1999年5月23日から施行する。 この規約は、2001年5月13日から施行する。 この規約は、2002年5月12日から施行する。

 - この規約は、2002 年 3 月 12 日から施行する。 この規約は、2003 年 4 月 27 日から施行する。 この規約は、2004 年 4 月 25 日から施行する。 この規約は、2011 年 4 月 17 日から施行する。 この規約は、2014 年 4 月 20 日から施行する。